

(2) 手当, 年金

① 手 当

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
特別児童扶養手当	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 ① 1 級 ・身体障害者手帳おおむね 1, 2 級程度 ・愛の手帳 1, 2 度程度 ② 2 級 ・身体障害者手帳おおむね 3 級程度 ・愛の手帳おおむね 3 度程度 (指定の診断書の提出が必要) ③ 上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある方 (指定の診断書の提出が必要)	重度 1 人 月額 56,800 円 中度 1 人 月額 37,830 円	○ 父母又は養育者および扶養義務者の前年の所得額が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 併給制限あり。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111 (代)
児童扶養手当	父または母が重度の障害者 (障害年金 1 級程度) である場合, 18 歳未満の児童 (児童が身体障害者手帳おおむね 1 ～ 3 級の障害を有する場合は 20 歳未満) を監護している母または父、又は養育者。	1 人の場合月額 46,690 円 (ただし, 所得額によって一部支給停止されます。 対象児童数により一定額が加算されます。)	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 申請者が公的年金を受給していると対象とならない場合があります。 ○ 対象児童が受給者に支給される年金の加算対象となっている場合は対象とならない場合があります。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111 (代)
児童育成手当 — 育成手当 —	父又は母が、重度障害の状態 (身体障害者手帳おおむね 1, 2 級程度) である場合で、18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している保護者	1 人 月額 13,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111 (代)
児童育成手当 — 障害手当 —	次のいずれかの障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している保護者 (1) 身体障害者手帳 1, 2 級程度 (2) 脳性麻痺 (3) 進行性筋萎縮症 (4) 愛の手帳 1 ～ 3 度程度	1 人 月額 15,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。 ○ 心身障害者手当・難病手当との併給不可。	立川市子ども政策課 Tel 042 (523) 2111 (代)

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
特 別 障 害 者 手 当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別な介護を必要とする状態にある 20 歳以上の方。	1 人 月額 29,590 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く。 ○ 3 か月を超える入院患者は除く。 ※その他要件についての詳細は窓口へお問い合わせください。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
障 害 児 福 祉 手 当	精神又は身体に重度の障害を有し、常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の方。	1 人 月額 16,100 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所児は除く。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
心 身 障 害 者 福 祉 手 当	20 歳以上であって、次のいずれかの障害を有する方 (1) 身体障害者手帳 1 ～ 2 級 (2) 愛の手帳 1 ～ 3 度 (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症	1 人 月額 15,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く。 ○ 65 歳以上で、新たに左記の障害程度に該当した方。 ○ 心 身 障 害 者 手 当・難 病 手 当・児 童 育 成 手 当（障 害 手 当）との併給不可。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
重 度 心 身 障 害 者 手 当	次のいずれかの障害を有する方（年齢制限あり。） (1) 重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 (2) 重度の知的障害であって、身体障害者手帳 1，2 級程度の身体障害を有する方 (3) 重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方	1 人 月額 60,000 円	○ 施設の入所者（児）は除く。 ○ 3 か月を超える入院患者は除く。 ○ 65 歳以上新規申請の方は対象外。 ○ 所得制限あり。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)
心 身 障 害 者 手 当	次のいずれかの障害を有する方 (1) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級 (2) 愛の手帳 1 ～ 4 度 (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症	障害の程度に応じて 月額 6,000 円 ～ 4,500 円	○ 前年所得が一定額以下であること。 ○ 施設入所者は除く。 ○ 65 歳以上で新たに左記の障害程度に該当した方は対象外。 ○ 心 身 障 害 者 福 祉 手 当・難 病 手 当・児 童 育 成 手 当（障 害 手 当）との併給不可。	立川市障害福祉課 Tel 042(523)2111(代)

② 障害基礎年金

制 度	対 象 者	支 給	制 限	窓口・手続
障害基礎年金 (国民年金法)	①国民年金加入中に初診日のある傷病により、政令で定める程度の障害の状態にある方で20歳以上65歳未満の方 ②20歳前に初診日のある傷病により政令で定める程度の障害の状態にある方 ※身体障害者手帳とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。	○年金額 1級 1,039,625円 +子の加算額 2級 831,700円 +子の加算額 ○子の加算額 第1子, 第2子 各 239,300円 第3子以後 各 79,800円 (R7年度の金額です。国民年金額の改定にあわせて改定されますのでご注意ください。)	①に該当する方 請求の際保険料を納付していることなど他にも条件があります。 ②に該当する方 受給後は、所得による制限・国内に住所があることなど他にも条件があります。	※詳細は、保険年金課 国民年金係へお問い合わせください。 Tel 042 (523) 2111 (代)

③ 心身障害者扶養共済年金

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
心身障害者 扶養共済年金	次のいずれかの障害を有する方の保護者が加入し、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者本人に年金を生涯支給する制度です。 1. 知的障害者 2. 身体障害者(手帳1～3級) 3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が1. 2. と同程度と認められる方	掛金や給付の内容はお問い合わせください	○加入年齢 年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満 ○特別な疾病の状態にないこと。 ○都内に住所があること	立川市障害福祉課 Tel042 (523) 2111(代)